## 一般社団法人日本医用マススペクトル学会定款施行細則

## 第1章 会員

- 第1条 この法人に入会しようとする者、正会員および学生会員は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費とともに理事長宛て提出するものとする。
- 第2条 名誉会員は、別に定める規程に該当し、理事会の推薦に基づき社員総会(評議員会)で承認されるものとする。
- 第3条 功労会員は、別に定める規程に該当し、理事会の推薦に基づき社員総会(評議員会)で承認されるものとする。
- 第4条 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助する個人または団体とし、所定の手続きを経て別に定める賛助会費と共に法人事務局に申込み、理事会で承認されるものとする。

#### 第2章 会費

- 第5条 この法人の会費は前納制とし、次のとおりとする。
  - (1)正会員 年額8,000円とする。
  - (2) 学生会員 年額4,000円とする。
  - (3) 社員(評議員) 年額12,000円とする。
  - (4) 賛助会員 年額1口以上(1口50,000円)とする。
- 第6条 名誉会員及び功労会員は、会費を納めることを要しない。
- 第7条 既納の会費は、いかなる事由があっても、これを返還しない。
- 第8条 第1条に定める会費は、全て法人会計に繰り入れ、法人運営に使用するものとする。

### 第3章 役員 (理事、監事) の選任

- 第9条 理事は、事前に社員(評議員)の書面による投票によって推薦され、この中から社員総会(評議員会)の決議によって選出する。ただし、年会長、次期年会長、及び理事会が推薦した若干名も理事とする。理事は医用質量分析認定士であることが望ましい。
  - 2 理事長は、理事会において選出する。
  - 3 副理事長は、理事長が理事の中からこれを指名し、理事会で承認された者とする。
  - 4 総務理事、会計理事、各種委員会委員長は、理事会で互選する。
- 第10条 監事は、事前に社員(評議員)の書面による投票によって推薦され、この中から社員総会(評議員会)の決議によって選出する。ただし、理事との重

任は認めない。

### 第4章 社員(評議員)の選任

- 第11条 社員(評議員)は、本法人事業に学術的貢献をなした正会員の中から、理事会の推薦を経て社員総会(評議員会)において選出する。
- 第12条 社員(評議員)は、正会員数の3分の1以内の割合をもって、正会員の中から選出する。

#### 第5章 委員会

- 第13条 この法人は、適正な運営及び特定の事業を円滑に運営するために必要なと き、理事会の決議を経て各種委員会を置く。
  - 2 委員会として、理事会内に次の委員会を置く。
    - (1) 編集委員会
    - (2) 広報委員会
    - (3) 会員強化委員会
    - (4) 認定制度委員会
    - (5) 化学診断委員会
    - (6) 男女共同参画委員会
    - (7) 利益相反委員会
- 第14条 各委員会の委員長は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 第15条 各委員会の運営規程は、理事会の決議を経て別に定める。

#### 第6章 学術集会(年会)

- 第16条 この法人は、学術集会(年会)を原則毎年9月に開催する。
- 第17条 年会長は、その年次の学術集会(年会)を主宰する。
  - 2 年会長は、理事会で選出し、社員総会(評議員会)で承認されるものとする。 3 任期は、前期学術集会(年会)翌日の講習会終了時から始まり、主宰学術集

会(年会)翌日の講習会終了時までとする。

- 4 年会長は、理事会に出席し、発言することができる。
- 第18条 学術集会(年会)における研究発表は、特別な場合を除き会員に限る。第 19条 学術集会(年会)における参加者は、所定の参加費を納めるものとする。
  - 2 学術集会(年会)における収支会計は、法人会計に報告し繰り入れるものとする。

# 第7章 補則

- 第20条 この施行細則に関し必要な規程は、理事会および社員総会(評議員会)の 議を経てその都度別にこれを定める。
- 第21条 この施行細則の改廃は、理事会の議を経て、社員総会(評議員会)の承認 を受けなければならない。

## 附則

- 1 この施行細則は、平成27年9月17日制定施行する。
- 2 この施行細則は、令和元年9月12日に改訂・施行する。
- 3 この施行細則は、令和4年8月5日に改訂・施行する。